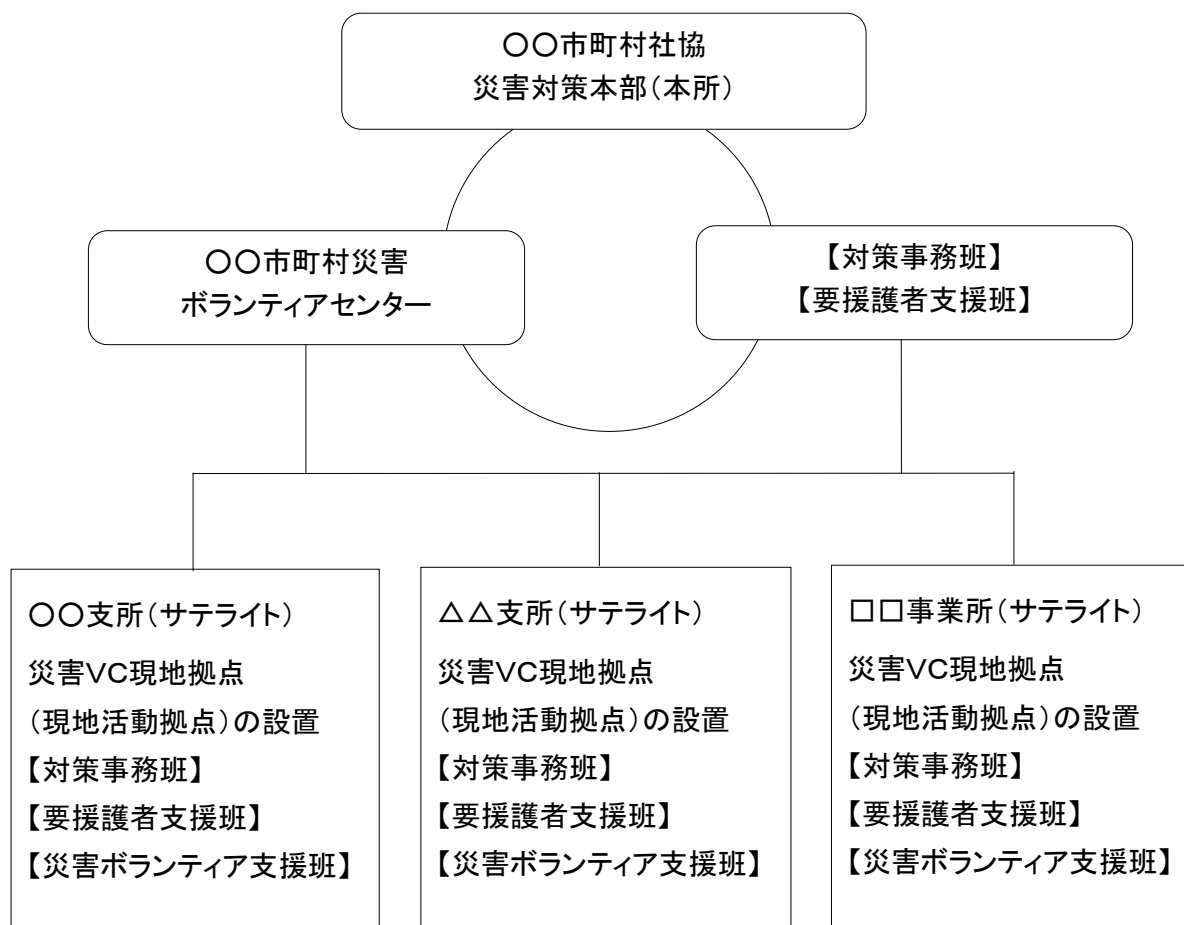


(8) 災害対策本部設置化の〇〇市町村社協の組織(例示)



※ 災害ボランティアセンターは、外部協力者との協働運営である。災害ボランティアセンターの方針決定については、外部協力者との合意形成をはかり、〇〇市町村社協災害対策本部が行政と協議し決定する。

※ 災害ボランティアセンター本部の他、必要と認められる場合には、サテライトを設置することとする。

※ 被災状況等によりサテライトの設置が困難な場合、ボランティアの移動時間を考慮し、団体ボランティアの受け付けを、例外として「出前」(スタッフが現場に出向き受付する)で行うなど、臨機応変な対応を検討することとする。